

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	結核児童日用品費等給付事業		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	・結核児日用品・学習品 昭和34年から計上 ・未熟児移送費 昭和33年から計上		担当課室	母子保健課		桑島 昭文			
会計区分	一般会計		政策・施策名	VI-5-1 母子保健衛生対策の充実を図ること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	母子保健法第20条、第21条の3 児童福祉法第20条、第53条		関係する計画、通知等	○結核にかかっている児童に対する療育の給付について(厚生省児童局長通知 昭和36年8月9日付け児発第826号) ○未熟児養育事業の実施について(厚生省児童家庭局長通知(昭和62年7月31日付け児発第668号)) ○母子保健衛生費等の国庫負担(補助)について(厚生労働事務次官通知平成20年6月4日付厚生労働省発雇児第0604003号)					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	長期の入院治療を要する結核児童に必要な学習品等を支給し、児童の心身両面にわたる健全な育成に資すること及び未熟児への医療の給付に際して、移送が必要な場合に、移送に要する額を支給することにより、未熟児の養育に資することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	○対象者: ① 学習品等:結核児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めたもの、 ② 身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものであり、医師が入院養育を必要と認めたもの ○給付内容:①学習品、日用品、②移送費 ○実施主体:①都道府県、指定都市、中核市、②市区町村 ○補助率:1/2 ※※24年度以前の②の実施主体は「都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区」 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において平成25年4月1日より都道府県・政令市・特別区から市区町村へ権限移譲								
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	1	1	1	1	1		
		補正予算							
		繰越し等							
	計		1	1	1	1			
	執行額		1	1	1				
執行率(%)		100.0%	100.0%	100.0%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)	
	結核児童に対し、必要な学習品費等の支給をする事業であり、一定の件数、人数等を、定量的な成果目標として示すことはできない。			成果実績	-	-	-	-	
				達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込	
	実施件数			活動実績 (当初見込み)	実施件数	8	7	7	-
						-	-	-	-
単位当たりコスト	-			算出根拠	-				
平成25・26年度予算内訳	費目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	結核児日用品・学習品費		1	1					
	未熟児移送費		0	0					
計		1	1						

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	結核児童の日用品等の購入に必要な経費であり、優先度が高い事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	結核児童に対する補助のため、国の責務として行われるべきものである。		
事業の効率性	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		-	-		
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	結核児童の日用品等の購入等にもみ使われる。		
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
重複排除	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
-	-	-				
点検結果	-		-	-		
	平成24年度は、結核児童に対する日用品費等を7件実施しておりニーズがあることから、結核児童日用品費等給付事業の実施は妥当であり、引き続き適正な執行に努めてまいりたい。					
外部有識者の所見						
引き続き適正執行に努めること。(長崎、井出)						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	406	平成23年	365	平成24年	0313

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

①結核児童日用・学習品費

厚生労働省
1百万円

〔 交付申請書の内容審査、交付決 〕

【補助】

A 各自治体
都道府県
指定都市
中核市
(30ヵ所)
1百万円

〔 結核児童日用品費等給付事業の実施 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.宮崎県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
扶助費	日常生活用具の給付	0.2			
計		0.2	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	宮崎県	長期の入院治療を要する結核児童に必要な学習品等を支給すること。	0.2		
2	東京都	同上	0.1		
3	埼玉県	同上	0.1		
4	山梨県	同上	0.1		
5	宮崎市	同上	0.1		
6	茨城県	同上	0.1		
7	栃木県	同上	0.1		
8	山形県	同上	0		
9	和歌山県	同上	0		
10	宇都宮市	同上	0		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					